役場事務分掌表

課の名称等	課長又は所属長	係長	係員	所管事務
総務課	金子 誠一	財政 阿部 茂 庶務 竹内 正栄	小野 光弘、竹内 知恵 本間 文男、斎藤勢津子 坂下 ミネ（用務員、連絡） 山田 俊一 後藤勉（庁用車運転手）	財政、人事、給与 選挙、消防、統計 文書の収発、交通 安全、その他、他の所管に属せざる事項
税務課	伊藤 伝栄	小池 丈夫	鈴木喜久雄、後藤 昇二 山田 豊昭、上田 幸弘 海津ユリ子、池上 昇 大久保直樹、加藤美代子	村税の賦課、徴収及び国県税の委託事務
農業構造改善課	山上 忠雄	池上 利雄	小林 強、本間 兵治 高村 フサ、石崎 文二 竹内 弥生（臨時）	農業委員会事務、農業構造改善に係る事務
会計室	佐藤 巌		田中千久代	会計事務全般
産業振興課	後藤 金芳	土木 山上 一六 振興 星野 一栄 共済 鷲沢 一秋	皆川 正二、羽生 美恵 田中 信雄、本間 正一 田中 勝美 月岡 秀夫（道路工手）	一般農業振興、土木、水産、林業、建築、農業共済
観光商工課	鷲沢 赳弥	早川 徹		観光、商工
保健衛生課	大関 吉次	竹内 秀一	菅井 憧、桑原 照江 加藤 清 佐藤奈々生（保健婦）	一般保健衛生、国民健康保険
住民課	竹内 晴吉	援護 星野 徳一 社会 吉井東七郎	真島 彰夫、清水 良子 堀越 栄子、田中由美子 近藤 秀信	戸籍、住民登録、諸証明配給、生活扶助、児童福祉国民年金
水道課	和田 昇	樋浦 昭二	小林武運一、坂田 久雄 佐藤 忠義、田中 惣二 小柳 勇（臨時）	水道管理及び事務全般
議会事務局	大越 幸栄			議会事務全般
教育委員会	（教育長兼公民館長）桑原 正	金子 貢	後藤 哲	学校教育
岩室支所	嘱託 大森 留七		高山 立子 山上忠松（用務員、連絡）	連絡事務全般
間瀬支所	支所長代理 荒川 藤雄		東条 守二 辰島フジノ（用務員連絡）	戸籍、住民登録、諸証明、連絡
東保育所	所長（予定）中原 謙吉	池 ハナ	菅井 あき、星井 康子 後藤トミ子 渡辺 恵子（臨時）	保育業務
西保育所	所長（予定）中原 謙吉	草野 千枝	藤原 利江、陶山 奈々 長岡 君代、後藤 艶子 岡崎 トシ	保育業務
岩室季節保育所	所長 上村 大心	上村 光子	金子アヤ子	保育業務
和納季節保育所	所長 古俣 明治	大越たか子	高橋さえ子、佐藤 昭子、朝妻 貞子	保育業務
間瀬保育所	所長 荒川 藤雄	長沼 静子	五十嵐紀美子	保育業務

鈴木 恵子（保健婦）

五月分のメーター検針は作業の都合により6月6日に調整師の特殊な試験が行なわれますきいわしいことはこの日までに保健衛生課へどうぞ

本文方式に統一された『村民税』

税額控除が所得控除となり 税負担が軽減されます

地方税法一部改正により村民税の賦課方式が、「本文方式」に全国統一されました。

昭和三十六年までは村民税の賦課方式が五通りもあったのが、昭和三十七年から「本文方式」と「ただし書方式」の二通りの方式に改正され、市町村の都合によって選択できるようになっていました。

都会地のように、大口所得者の多いところと、農山漁村のように、所得税納税者の少ないところでは、それぞれまちまちの課税方式で、税財源を得ていたわけです。

同じ国民で住所地がちがうことから、税負担に大巾の差があるのはよろしくないと、中央税制調査会で問題となり、論議の結果「本文方式」に近づけるため、昭和三十九年は、経過的特別方式を採用して賦課されておりましたが、昭和四十年から全国一律に、「本文方式」によることに改正されたわけです。

村民税の所得割について、低所得者の税負担の軽減と、市町村間の不均衡を是正しようとするのが、そのねらいです。

所得額は、勿論個々に相違がありますので、いちがいにいえませんが、昨年同額所得で比較した場合、平均二〇%程度減税になります。

所得増加や計算方法のちがいにより、個人個人の税額は、相当の変動があります。

村民税について

○所得控除

専従者控除……税額控除青色一、六〇〇円・白色一、〇〇〇円が、所得控除になり青色八万円・白色五万円

雑損控除……新たに損失額が本人所得の一〇%をこえる金額。

医療費控除……新たに支出額が本人所得の五%をこえる金額（最高十五万）

社会保険料控除……新たに全額。

生命保険料控除……新たに最高二二、五〇〇円まで

扶養控除……第一順位四万円、第二順位以下三万円が、同七万円三万円に。

基礎控除……従来通り九万円。

○税額控除

従来通り、未成年者・障害者・老年者・寡婦控除、税額より一、〇〇〇円。

○非課税の範囲

障害者・未成年者・老年者または寡婦については、非課税の範囲が年所得二十万円のものが、二十二万円に引き上げられました。

固定資産税について

昭和四十年度は、固定資産（家屋）の評価準備の年に当ります。

村では、国の指示に基いて、一昨年からその事務を進めており、新しい評価は「適正な時価」に改められることになります。

従って評価格は相当高くなる見込みですが、昭和四十一年度までの各年度分の固定資産税に限り、評価替えによる税負担の調整が次のように行なわれることになります。

(1)農地……据置
(2)家屋……据置
(3)宅地・雑種地などは、昭和三十八年度分の課税標準の一・二倍の額に止どめる。

固定資産税の税率は、百分の一・四が、一・五に改正されます。

本文方式とは

雑損・医療費・社会保険料・生命保険料、扶養・基礎の六種類の所得控除を、全部適用して税額を算出する課税方式のことです。

ただし書方式とは

六種類の所得控除のうち基礎控除だけを適用する方式のことです。

村税の完納にご協力を

納税者各位の特段なる御協力によりまして、村税の納税成績は逐年向上し、本年度は昨年同期より二%上昇しております。

納税成績の如何が村の財政に及ぼす影響は、非常に大きなものがあります。

未納者にはそれぞれ事情もあると思われますが、応益負担の原則に定却した税金であれば、なんとしても完納まで努力して戴かねばなりません。

滞納されますと、納期限の翌日から日歩二銭、督促状が出されますと日歩四銭の割で延滞金が徴収されますから、納期日までに完納されるよう御協力願います。
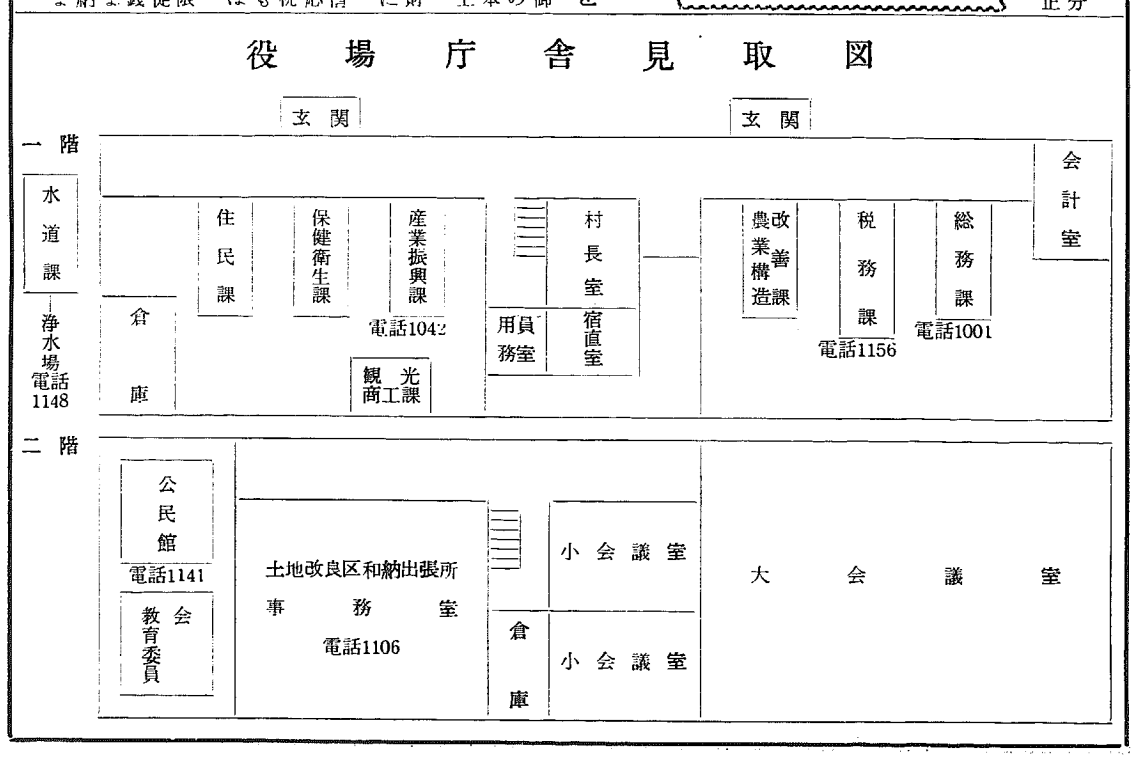
役場庁舎見取図